

各種事務事業の取扱い（下水道関係）

各種事務事業の取扱い（下水道関係）について提案する。

平成 16 年 5 月 27 日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

協議項目	2 6 - 5 - 7 各種事務事業の取扱い（下水道関係）
<ul style="list-style-type: none">・ 合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。・ 下水道事業については、合併時現行の 2 つの事業及び特別会計により実施するものとする。・ 個別排水処理施設整備事業については、新市において特別会計を設け、合併時に再編するものとする。・ 補助金等のうち、水洗化改造資金助成金については、下水道事業に伴う助成は、望来処理区の供用開始から 3 年間に限り、また個別排水処理施設整備事業に伴う助成は、合併年度に限り厚田地域において現行のとおりとし、水洗化改造資金貸付金については、下水道事業及び個別排水処理施設整備事業ともに、貸付額を「1 戸あたり 70 万円以内」とする。・ 手数料等のうち、指定工事事業者の指定の新規・更新承認に係る手数料については、合併時に厚田村の制度に合わせるものとする。	

協 議 調 書
(総 括 表)

協議項目	26-5-7	各種事務事業の取扱い(下水道関係)	所 管	建設水道専門部会
調整の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。 ・下水道事業については、合併時現行の2つの事業及び特別会計により実施するものとする。 ・個別排水処理施設整備事業については、新市において特別会計を設け、合併時に再編するものとする。 ・補助金等のうち、水洗化改造資金助成金については、下水道事業に伴う助成は、望来処理区の供用開始から3年間に限り、また個別排水処理施設整備事業に伴う助成は、合併年度に限り厚田地域において現行のとおりとし、水洗化改造資金貸付金については、下水道事業及び個別排水処理施設整備事業ともに、貸付額を「1戸あたり70万円以内」とする。 ・手数料等のうち、指定工事事業者の指定の新規・更新承認に係る手数料については、合併時に厚田村の制度に合わせるものとする。 			

区 分	具 体 の 取 扱 い
1. 下水道事業	2つの事業の性格が異なること、また2つの特別会計の経営状況には大きな格差があることから、合併時現行の2つの事業及び特別会計により実施するものとする。
2. 個別排水処理施設整備事業	下水道処理区域外の水洗化整備を行うことは、衛生的で快適な生活環境の整備が図られることから、厚田村の制度を基に、新市において特別会計を設け、合併時に再編するものとする。
3. 補助金等	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、水洗化改造資金助成金については、下水道事業に伴う助成は、望来処理区の供用開始から3年間に限り、また個別排水処理施設整備事業に伴う助成は、合併年度に限り厚田地域において現行のとおりとし、水洗化改造資金貸付金については、下水道事業及び個別排水処理施設整備事業ともに、貸付額を「1戸あたり70万円以内」とする。
4. 手数料等	新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、指定工事事業者の指定の新規・更新承認に係る手数料については、合併時に厚田村の制度に合わせるものとする。
5. 下水道関係事務	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

(個 表)

1. 下水道事業 (第12回現況調書26～29ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜益村	具体の取扱い
事業区分	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	該当なし	2つの事業の性格が異なること、また2つの特別会計の経営状況には大きな格差があることから、合併時現行の2つの事業及び特別会計により実施するものとする。
会計方式	特別会計	特別会計		
使用料	・基本料金(10m ³ まで) 990円 ・超過料金(10～30m ³) 1m ³ につき 120.75円 (30m ³ 以上) 1m ³ につき 175.35円	・基本汚水量(5m ³ まで) 850円 ・超過汚水量(5m ³ 以上) 1m ³ につき 180円		
受益者負担金及び分担金	受益者負担金 (都市計画法第75条の規定に基づく受益者負担金) ・花川南負担区 1m ² につき 398円 ・花畔負担区 1m ² につき 453円 ・本町・樽川負担区 1m ² につき 485円 ・花川東負担区 1m ² につき 485円	分担金 (地方自治法第224条の規定に基づく分担金) ・1家屋に係る受益者ごとに 100,000円		

2. 個別排水処理施設整備事業 (第12回現況調書30ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
事業区分	該当なし (市が設置する個別排水処理施設はない)	個別排水処理施設整備事業	該当なし (村が設置する個別排水処理施設はない)	下水道処理区域外の水洗化整備を行うことは、衛生的で快適な生活環境の整備が図られることから、厚田村の制度を基に、新市において特別会計を設け、合併時に再編するものとする。
会計方式		特別会計		
使用料		・基本料金(5m ³ まで) 850円 ・超過料金(5m ³ 以上) 1m ³ につき 180円		
受益者負担金及び分担金		分担金 (地方自治法第224条の規定に基づく分担金) ・1家屋に係る受益者ごとに 100,000円		

3. 補助金等 (第12回現況調書31~34ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜益村	具体の取扱い
水洗化改造 資金助成金	該当なし	厚田村水洗化改造等工事資金助成金 (下水道事業及び個別排水処理施設整備事業共通) (内容) くみ取り便所を水洗便所に改造するために要する経費の一部を助成する。 (助成基準) 助成額： ・助成対象工事費(1戸あたり50万円を限度)の1/5以内の額(高齢者、母子、身障者、生活扶助世帯のうち、所得要件を満たす場合1/2以内の額) ・遠距離排水設備(公共桝から家屋までの最短距離から10mを差引いた排水設備)の工事費 (その他) 水洗化改造資金貸付金との併用は不可	該当なし	下水道事業に伴う助成については、厚田地域内での公平性を考慮し、望来処理区の供用開始から3年間に限り、厚田地域において現行のとおりとする。 個別排水処理施設整備事業に伴う助成については、合併年度に限り、厚田地域において現行のとおりとする。
水洗化改造 資金貸付金	石狩市水洗便所改造資金貸付金 (内容) 下水道処理区域内において、くみ取り便所を水洗便所に改造するために要する経費の一部を貸付する。 (貸付基準) 貸付額：水洗化工事費の額(便器1個につき48万円を限度) 利 息：なし(処理区域となってから3年が経過した場合は、年8%以内の利息を徴収する。) 償還期間：48月以内の均等月賦償還	厚田村水洗化改造等工事資金貸付金 (下水道事業及び個別排水処理施設整備事業共通) (内容) くみ取り便所を水洗便所に改造するために要する経費の一部を貸付する。 (貸付基準) 貸付額：貸付対象工事費の額(1戸あたり70万円を限度) 利 息：なし 償還期間：48月以内の均等月賦償還 (その他) 水洗化改造資金助成金(遠距離排水設備工事に係る助成を除く)との併用は不可	該当なし	下水道事業及び個別排水処理施設整備事業に伴う貸付については、新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、貸付額については、厚田地域の実情を考慮し「1戸あたり70万円以内」とする。

4. 手数料等 (第12回現況調査35～36ページ参照)

区分	石 狩 市	厚 田 村	浜益村	具体の取扱い
下水道事業等 関係手数料	排水設備等の確認・完了等検査に係る手数料 ・排水設備等の計画の確認 1件につき 500円 ・材料の検査 1件につき 材料費の100分の1に相当する額 ・排水設備等の工事完了の検査 1件につき 工事費の100分の1に相当する額	排水設備等の確認・完了等検査に係る手数料 (下水道及び個別排水処理施設設置事業共通) ・排水設備等の計画の確認 1件につき 2,000円 ・排水設備等の工事完了の検査 1件につき 2,000円	該当なし	新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
	該当なし	指定工事事業者の指定の新規・更新承認に係る手数料 (下水道及び個別排水処理施設設置事業共通) ・指定工事事業者の指定の新規承認 1件につき 10,000円 ・指定工事事業者の指定の更新承認 1件につき 5,000円	該当なし	新市においても、応分の負担が必要であることから、合併時に厚田村の制度に合わせるものとする。

5. 下水道関係事務 (第12回現況調査35～38ページ参照)

新市において統一した事務を行う必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。